

付 議 第 8 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則議案

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年高知県教育委員会規則第 25 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による許可施設等」を「許可施設」に、「許可施設等を」を「許可施設を」に改め、同条第3項中「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条から第6条まで、第9条」を「第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第6条ただし書、第9条、第11条ただし書」に、「第5項において」を「以下」に改める。

第4条の見出し中「変更等の届出」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第4条に次の2項を加える。

3 条例第5条第1項の許可施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又は武道場利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又は武道場利用券を提出しなければならない。

第6条中「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（利用料金の承認の申請）

第6条の2 指定管理者は、条例第9条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第5号様式の2による利用料金承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第9条後段の規定により教育委員会の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第5号様式の3による利用料金変更承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

第7条第2項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項と

し、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、県又は教育委員会が主催する学校体育行事又は社会体育行事のために許可施設を利用する場合とする。

2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が武道場を個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を介護するために当該身体障害者等と同時に武道場を利用する者（身体障害者等1人につき1人とする。）

3 前2項に定める場合のほか、条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、教育委員会が別に定める。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第11条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の5日前までにあった場合 既納又は過納となる武道場の使用料の額の10分の8に相当する額並びに既納又は過納となる武道場以外の施設及び設備の使用料の額に相当する額

第10条中「許可施設等の」を「許可施設及び武道館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の」に、「必要により」を「必要があって」に、「許可施設等に」を「許可施設に」に改める。

第11条中「許可施設等」を「許可施設」に、「武道館の備品等」を「当該利用に係る設備等」に改め、同条に次のただし書を

加える。

ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

第12条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「武道館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第14条中「設備、備品等」を「設備等」に改める。

第15条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第17条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改める。

別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

別記第6号様式中「第7条第1項」を「第7条第4項」に改める。

別記第8号様式中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改める。

別記第10号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第5号様式の2（第6条の2関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者



高知県立武道館利用料金承認申請書

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第9条前段の規定により高知県立武道館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第5号様式の3 (第6条の2関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者



高知県立武道館利用料金変更承認申請書

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第9条後段の規定により高知県立武道館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金 (円)		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県立武道館の利用料金の承認の事務が、高知県教育委員会に委任されたことに伴い、高知県規則である高知県立武道館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第126号）に規定されていた利用料金の承認に関する事項等を、高知県教育委員会規則である高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（高知県教育委員会規則第25号）に規定するとともに、他の公の施設の設置管理条例施行規則の規定と整合性を図るため、規定の整備をしようとするもの。

2 施行期日

平成26年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の許可施設(同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 略

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者(武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項並びに次条第1項、第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第6条ただし書、第9条、第11条ただし書、第13条及び第14条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。この場合において、個人が練習のため武道館の本館の試合場若しくは練習場又は分館(弓道場)(以下「武道場」という。)に係る利用の許可を受けようとするときは、あらかじめ、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

4・5 略

(利用の取消しの届出等)

第4条 略

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 条例第5条第1項の許可施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 略

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者(武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項並びに次条第1項、第4条から第6条まで、第9条、第13条及び第14条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。この場合において、個人が練習のため武道館の本館の試合場若しくは練習場又は分館(弓道場)(第5項において「武道場」という。)に係る利用の許可を受けようとするときは、あらかじめ、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

4・5 略

(利用の変更等の届出)

第4条 略

2 前条第1項の規定により利用許可書又は武道場利用券の交付を受けた者が、当該利用の許可の内容を変更して当該許可施設等を利用しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又は武道場利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又は武道場利用券を提出しなければならない。

(利用料金等の納付の時期)

第6条 利用者は、条例第7条に規定する利用料金又は条例第12条に規定する使用料を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に納付することができる。

(利用料金の承認の申請)

第6条の2 指定管理者は、条例第9条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第5号様式の2による利用料金承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第9条後段の規定により教育委員会の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第5号様式の3による利用料金変更承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、県又は教育委員会が主催する学校体育行事又は社会体育行事のために許可施設を利用する場合とする。

2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が武道場を個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。

(1) 身体障害者手帳を所持する者

(2) 療育手帳を所持する者

(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者

(利用料金等の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条に規定する利用料金又は条例第12条に規定する使用料を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に納付することができる。

(使用料の減免の申請等)

第7条

(4) 戦傷病者手帳を所持する者

(5) 被爆者健康手帳を所持する者

(6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する 65 歳以上の者

(7) 第 1 号から第 5 号までに掲げる者(以下この号において「身体障害者等」という。)を介護するために当該身体障害者等と同時に武道場を利用する者(身体障害者等 1 人につき 1 人とする。)

3 前 2 項に定める場合のほか、条例第 12 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 10 条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、教育委員会が別に定める。

4 略

5 略

(使用料の還付の請求等)

第 8 条 条例第 12 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 11 条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の 5 日前までにあった場合 既納又は過納となる武道場の使用料の額の 10 分の 8 に相当する額並びに既納又は過納となる武道場以外の施設及び設備の使用料の額に相当する額

2 略

3 略

1 略

2 略

(使用料の還付の請求等)

第 8 条

1 略

2 略

(管理上の立入り)

第10条 利用者は、武道館の関係職員が許可施設及び武道館の設備等(備品を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、許可施設の利用が終わったとき又は条例第6条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設の利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、武道館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第12条 武道館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 武道館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7)・(8) 略

(汚損等の届出)

第14条 武道館を利用する者は、武道館の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第15条 略

2 条例第16条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書

(2)・(3) 略

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明

(管理上の立入り)

第10条 利用者は、武道館の関係職員が許可施設等の管理その他職務上の必要により当該利用に係る許可施設等に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第6条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、直ちに武道館の備品等を所定の位置に戻し、武道館の関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 武道館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 建物その他の工作物を汚損し、又は損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7)・(8) 略

(汚損等の届出)

第14条 武道館を利用する者は、武道館の施設、設備、備品等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第15条 略

2 条例第16条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第15条各号に規定する業務に係る収支予算書

(2)・(3) 略

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類

らかにする書類

(5) 略

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

(5) 略

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

新

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立武道館の利用について、使用料の減額（免除）を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事名)							
利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）						
利用の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外						
利用者の区分	学生 ・ 一般						
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで					日間	
減額又は免除を受けようとする理由及び金額						円	
※ 使用料の額の決定	算定内訳		金額				
	正規の使用料の額 (A)		円				
	減額又は免除をする 使用料の額 (B)		円				
	決定した使用料の額 (A - B)		円				
※ 決裁欄					担当	※ 受付年月日	年 月 日
						※ 決定年月日	年 月 日
						※ 通知年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

旧

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立武道館の利用について、使用料の減額（免除）を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 （行事名）						
利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）					
利用の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外					
利用者の区分	学生 ・ 一般					
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで					日間
減額又は免除を受けようとする理由及び金額						円
※ 使用料の額の決定	算定内訳		金額			
	正規の使用料の額 （A）				円	
	減額又は免除をする 使用料の額（B）				円	
	決定した使用料の額 （A－B）				円	
※ 決裁欄			担当		※ 受付年月日	年 月 日
					※ 決定年月日	年 月 日
					※ 通知年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

新

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

請求者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館使用料還付請求書

高知県立武道館の利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。

利用の目的 (行事名)						
利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）					
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号		年 月 日 午前・午後 時 分から		日間	
	年 月 日 午前・午後 時 分まで					
納付済みの使用料の額	武道場の 使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
使用料納付年月日	年 月 日					
還付を請求する理由						
還付を請求する使用料の額	武道場の 使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
※決裁欄			担当	※受付年月日	年 月 日	
				※決定年月日	年 月 日	
				※通知年月日	年 月 日	
				※還付年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

旧

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

請求者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館使用料還付請求書

高知県立武道館の利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり請求します。

利用の目的 (行事名)						
利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）					
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号		年 月 日 午前・午後 時 分から		日間	
	年 月 日 午前・午後 時 分まで					
納付済みの使用料の額	武道場の 使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
使用料納付年月日	年 月 日					
還付を請求する理由						
還付を請求する使用料の額	武道場の 使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
※決裁欄			担当	※受付年月日	年 月 日	
				※決定年月日	年 月 日	
				※通知年月日	年 月 日	
				※還付年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

新

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ	
					氏名	⑩
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
		電話番号		ファクシミリ番号		
	高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
		電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

旧

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ	
					氏名	㊟
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
		電話番号		ファクシミリ番号		
	高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
		電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第15条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案について

1 議案名

第 8 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案

2 改正趣旨

高知県立武道館の利用料金の承認の事務が、高知県教育委員会に委任されたことに伴い、高知県規則である高知県立武道館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則（平成 17 年高知県規則第 126 号）に規定されて利用料金の承認に関する事項等を、高知県教育委員会規則である高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（高知県教育委員会規則第 25 号）に規定するとともに、他の公の施設の設置管理条例施行規則の規定と整合性を図るため改正するもの。

3 改正内容

- ① □ 「利用料金の承認の申請」に係る事項を新たに加える。
（指定管理者が利用料金を定めるときに、利用料金承認申請書を、利用料金の変更をしようとするときに利用料金変更承認申請書の提出をしなければならない。）
- ② 「使用料の減免の要件」を新たに加える。
（県及び県教育委員会が主催する学校体育行事及び社会体育行事）
（室内プールを個人で利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳、高知県長寿手帳等を所持する者）
- ③ 「使用料の還付の請求等」を新たに加える。
（教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合や災害その他の不可抗力により許可施設等を利用できなくなった場合など）
- ④ 他の公の施設の設置及び管理に関する条例との整合性等を図る。

4 施行日

平成 26 年 4 月 1 日